

政務活動費支出伝票(一般)

22

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-16

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和3年7月7日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支 払 金 額	
キャリアバンク株式会社			¥1,200	
摘 要 (品 名)		数 量	単 価	金 額
全部事項証明書		2 部	600	1,200
(調査研究のため)				

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証

市民クラブ 様 3年 7月 7日

★	1,200
---	-------

但 キャリアバンク株式会社
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

(印紙売捌き業務 受託事業者)

〒040-0032 函館市新川町25番18号
函館地方法務局 本局 内

キャリアバンク株式会社

TEL 0138-23-2202

登録番号 _____ GR1020

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000162727
所在図番号	余白				
所在	函館市上湯川町 16番地2			余白	
家屋番号	16番2			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅・診療所	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階	202.65	昭和51年12月10日新築	
		2階	87.48		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	ボイラー室・物置	コンクリートブロック造陸屋根平家建	10.93	余白	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和52年2月3日 第3251号	所有者 函館市上湯川町10番8号 畑中弘道 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	平成18年9月12日 第19927号	原因 平成16年11月25日相続 共有者 函館市上湯川町10番8号 持分2分の1 畑中佳子 函館市港町一丁目17番32-207号 2分の1 畑中一映

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和52年6月24日 第18086号	原因 昭和52年6月14日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,050万円 利息 年6.75% 損害金 年14.5% 債務者 函館市上湯川町16番地2 畑中弘道 抵当権者 東京都千代田区二番町2番地2 医療金融公庫 (取扱店 株式会社第一勧業銀行函館支店) 共同担保 目録(2)第1793号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成2年12月25日 第38834号	原因 平成2年12月21日設定 極度額 金1,650万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 函館市上湯川町10番8号 畑中弘道 根抵当権者 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 株式会社第一勧銀ハウジング・センター 共同担保 目録(ニ)第1959号 順位7番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権移転	平成17年4月11日 第7717号	原因 平成16年1月5日合併 根抵当権者 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地 みずほ信用保証株式会社
3	根抵当権設定	平成9年6月12日 第17477号	原因 平成9年6月12日設定 極度額 金360万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 函館市上湯川町10番8号 畑中弘道 根抵当権者 青森市勝田一丁目3番1号 株式会社みちのく銀行 (取扱店 湯川支店) 共同担保 目録(イ)第3423号 順位11番の登記を移記
4	1番抵当権抹消	平成9年6月24日 第18814号	原因 昭和59年12月28日解除 順位12番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
5	3番根抵当権抹消	平成14年10月1日 第23468号	原因 平成14年9月30日解除
6	2番根抵当権抹消	平成17年4月11日 第7718号	原因 平成17年4月11日解除

共同担保目録			
記号及び番号	(ニ)第1959号	調製	平成10年6月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	函館市上湯川町 16番2の土地	2	平成17年4月11日受付第7718号抹消
2	函館市上湯川町 16番地2 家屋番号 16番2の建物	2	平成17年4月11日受付第7718号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成10年6月11日
	余白	余白	平成17年4月11日全部抹消

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

共同担保目録			
記号及び番号	(+)第3423号	調製	平成10年6月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	函館市上湯川町 16番2の土地	3	平成14年10月1日受付第23468号抹消
2	函館市上湯川町 16番地2 家屋番号 16番2の建物	3	平成14年10月1日受付第23468号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成10年6月11日
	余白	余白	平成14年10月1日全部抹消



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

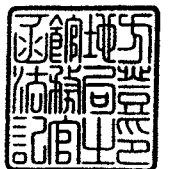
(函館地方法務局管轄)

令和3年8月18日

函館地方法務局

登記官

坪井英樹



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K60241 (1/1)

3/3

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000159246
地図番号	上湯一連一丁3 連上湯一訂一3	筆界特定	余白		
所在	函館市上湯川町			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
16番2	宅地	458	56	1.6番から分筆 〔昭和46年4月15日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和51年9月28日 第28998号	原因 昭和51年9月28日売買 所有者 函館市上湯川町10番8号 畑中弘道 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	平成18年9月12日 第19927号	原因 平成16年11月25日相続 共有者 函館市上湯川町10番8号 持分2分の1 畑中佳子 函館市港町一丁目17番32-207号 2分の1 畑中一映

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和52年6月24日 第18086号	原因 昭和52年6月14日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,050万円 利息 年6.75% 損害金 年14.5% 債務者 函館市上湯川町16番地2 畑中弘道 抵当権者 東京都千代田区二番町2番地2 医療金融公庫 (取扱店 株式会社第一勧業銀行函館支店) 共同担保 目録(2)第1793号 順位2番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成2年12月25日 第38834号	原因 平成2年12月21日設定 極度額 金1,650万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 函館市上湯川町10番8号 畑中弘道

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			根抵当権者 <u>東京都千代田区内幸町一丁目2番1号</u> <u>株式会社第一勧銀ハウジング・センター</u> 共同担保 <u>目録(ニ)第1959号</u> 順位8番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権移転	平成17年4月11日 第7717号	原因 平成16年1月5日合併 根抵当権者 <u>東京都千代田区神田錦町三丁目13番地</u> <u>みずほ信用保証株式会社</u>
3	根抵当権設定	平成9年6月12日 第17477号	原因 平成9年6月12日設定 極度額 <u>金360万円</u> 債権の範囲 <u>銀行取引 手形債権 小切手債権</u> 債務者 <u>函館市上湯川町10番8号</u> <u>畑中弘道</u> 根抵当権者 <u>青森市勝田一丁目3番1号</u> <u>株式会社みちのく銀行</u> (取扱店 <u>湯川支店</u>) 共同担保 <u>目録(ハ)第3423号</u> 順位12番の登記を移記
4	1番抵当権抹消	平成9年6月24日 第18814号	原因 昭和59年12月28日解除 順位13番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
5	3番根抵当権抹消	平成14年10月1日 第23468号	原因 平成14年9月30日解除
6	2番根抵当権抹消	平成17年4月11日 第7718号	原因 平成17年4月11日解除

共同担保目録

記号及び番号		(ニ)第1959号		調製	平成10年6月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	<u>函館市上湯川町 16番2の土地</u>	2	平成17年4月11日受付第7718号抹消		
2	<u>函館市上湯川町 16番地2 家屋番号 16番2の建物</u>	2	平成17年4月11日受付第7718号抹消		
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成10年6月11日		
	余白	余白	平成17年4月11日全部抹消		

共同担保目録

記号及び番号		(ハ)第3423号		調製	平成10年6月11日
--------	--	-----------	--	----	------------

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	函館市上湯川町 16番2の土地	3	平成14年10月1日受付第23468号抹消
2	函館市上湯川町 16番地2 家屋番号 16番2の建物	3	平成14年10月1日受付第23468号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成10年6月11日
	余白	余白	平成14年10月1日全部抹消



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(函館地方務局管轄)

令和3年8月18日

函館地方務局

登記官

坪井英樹



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K60240 (1/1)

3/3

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-17

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和3年7月13日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先				支 払 金 額	
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則				¥14,120	
摘 要 (品 名)			数 量	単 価	金 額
公文書の写しの作成費用(白黒)			1,052 枚	10	10,520
(カラー)			60 枚	60	3,600
(調査研究のため)					
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管					

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 02274

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 会長 小野澤 猛 様				
年 度	3	会 計	一 般	金 額
款 目	諸収入 雑 入	項 節	雑 入 その他の雑入	¥14,120-
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用			取扱者印
	<input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用			
	<input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。				
令和 3 年 7 月 13 日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 里 村 昌 則				

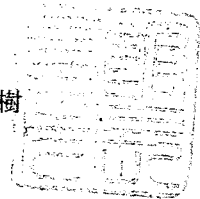
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和3年(2021年)7月6日

市議会 市民クラブ
会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工 藤 壽 樹



令和3年6月21日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和3年 7月 13日 13時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	保健福祉部指導監査課 電話21-3926	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 株式会社ハーモニーが運営する介護事業に係る指定申請等関係文書
 - (1) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者の指定について（訪問介護事業所ベーネいしかわ）
 - (2) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（訪問看護事業所ベーネいしかわ）
 - (3) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（ショートステイいしかわ）

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 株式会社ハーモニーが運営する介護事業に係る指定申請等関係文書
 - (1) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者の指定について（訪問介護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役、取締役会、代表取締役及び監査役および第5章計算
 - ウ 被雇用者の個人の印影
 - (2) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（訪問看護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役、取締役会、代表取締役及び監査役および第5章計算
 - ウ 被雇用者の個人の印影
 - (3) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（ショートステイいしかわ）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役、取締役会、代表取締役及び監査役および第5章計算
 - ウ 院長の個人の印影
 - エ 被雇用者の個人の印影

当該情報のうち、法人の代表者の登記された印影については、商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、個人の印鑑登録された印影については、函館市印鑑条例第14条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは函館市印鑑条例の規定に違反するため、また、株式会社の定款については、商業登記法第11条の2、会社法第31条第2項および公証人法第60条の4において準用する同法第44条第1項の規定により閲覧または謄本の写しの請求ができる者が限られており、定款に記載されている事項のうち、何人も閲覧できる商業登記簿記載の事項を除いた当該情報について、これを公開することは商業登記法、会社法および公証人法の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

- 1 株式会社ハーモニーが運営する介護事業に係る指定申請等関係文書

- (1) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者の指定について（訪問介護事業所ベーネいしかわ）中
- ア 指定居宅サービス事業者指定（許可）申請書中の個人の電話番号
 - イ 法人の代表者の生年月日
 - ウ 管理者の生年月日，郵便番号および住所
 - エ 付近見取図・地番図・配置図中の個人名
 - オ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（平成31年1月分）中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - カ 管理者兼サービス提供責任者経歴書
 - キ 介護福祉士登録証
 - ク 修了証明書
 - ケ 修了証書
 - コ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者を除く。），生年月日および住所ならびに個人の印影
- (2) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（訪問看護事業所ベーネいしかわ）中
- ア 法人の代表者の生年月日
 - イ 管理者の生年月日，郵便番号，住所および登録番号
 - ウ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（平成31年1月分）中の氏名（管理者を除く。）
 - エ 管理者経歴書
 - オ 看護師免許証
 - カ 付近見取図・地番図・配置図中の個人名
 - キ 看護師免許証
 - ク 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者を除く。），生年月日および住所ならびに個人の印影
- (3) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（ショートステイいしかわ）中
- ア 指定（許可）申請に係る適合状況確認表中の職員の氏名（管理者として勤務しているものを除く。）
 - イ 法人の代表者の生年月日
 - ウ 管理者の生年月日，郵便番号および住所
 - エ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（平成31年1月分）中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - オ 管理者経歴書
 - カ 北立面図，西立面図，東立面図および付近見取図・地番図・配置図中の個人名
 - キ 株式会社ハーモニーショートステイいしかわ重要事項説明書中の氏名（管理者として勤務しているものを除く。）
 - ク 院長の個人の住所ならびに個人の印影
 - ケ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者を除く。），生年月日および住所ならびに個人の印影
 - コ 資格取得証明書
 - サ 介護福祉士登録証
 - シ 医師免許証
 - ス 臨床研修修了登録証
 - セ 看護婦免許証

- ソ 准看護婦免許証
- タ 准看護師免許証
- チ 准看護師免許証
- ツ 介護福祉士国家試験合格証書
- テ 管理栄養士登録証
- ト 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者を除く。）、生年月日および住所ならびに個人の印影
- ナ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書中の訂正前の管理者の氏名、郵便番号および住所

当該情報のうち、特定個人の氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、職業、勤務先、経歴、職務上の地位および各種資格等が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動に関する情報および知識、技術等に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、登録申請者本人だけが印鑑登録証明書の交付を受けられるなど厳重に保護されていることから、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

- 1 株式会社ハーモニーが運営する介護事業に係る指定申請等関係文書
 - (1) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者の指定について（訪問介護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 訪問介護事業所ベーネいしかわ1階平面図、2階平面図、3階平面図、4階平面図および5～6階平面図
 - イ 重要事項説明書中の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人
 - ウ 初年度月次損益
 - エ 介護保険・社会福祉事業者総合保険証券（賠償責任保険・介護保険事業者・社会福祉施設特別約款）
 - (2) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（訪問看護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 訪問看護事業所ベーネいしかわ1階平面図および2階平面図
 - イ 株式会社ハーモニー（介護予防）訪問看護事業所ベーネいしかわ重要事項説明書中の金融機関名、支店名、預金種別および口座番号
 - ウ 損益計算書
 - エ 販売費・一般管理費内訳書
 - オ 株主資本等変動計算書
 - カ 介護保険・社会福祉事業者総合保険証券（賠償責任保険・介護保険事業者・社会福祉施設特別特約）
 - キ 初年度月次損益
 - (3) 平成30年12月27日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（ショートステイいしかわ）中
 - ア ショートステイいしかわ1階平面図・病棟地階平面図、2階平面図、3

階平面図およびPH階法規チェック図

イ 建築物別概要（第四面）

ウ 株式会社ハーモニーショートステイいしかわ重要事項説明書中の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人

エ 収支予算書

当該情報のうち、施設の各階平面図等については、一般に公衆に提供されることを予定しているものではなく、設計者がどのような構造、間取りにするかなどについて創意と工夫を凝らして設計した著作物であり、技術上のノウハウその他技術上の秘密に関する情報および営業活動上の秘密に関する情報であることから、また、収支予算書および初年度月次損益等については、当該法人の経営状態に関する情報であり、信用力に関する情報であることから、また、その他の部分については、当該法人の公開されていない取引先等に関する情報で、営業活動上の秘密に関する情報および専ら法人等の内部に関する情報であることから、これらを公開した場合、法人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

「認知症高齢者グループホーム「グループホームいしかわ」の承認にあたり、申請関係書類の全て」については、「グループホームいしかわ」を(株)ハーモニーが(医)善智寿会から引き継いでいないことから、承認は行っていないため、当該公文書は保有していません。

「(株)ハーモニーが運営する認知症対応型グループホームほかの施設等について、支援金融機関から経営改善の提案を受けながら具体的な方策を得たいとの意向が示されたとの議会答弁だが、それを裏付ける関係書類の全て」については、(株)ハーモニーから口頭でそのような説明がされたものであることから、当該公文書は保有していません。

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-18

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和3年7月13日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先				支払金額	
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則				¥700	
摘要(品名)			数量	単価	金額
公文書の写しの作成費用(白黒)			4 枚	10	40
(カラー)			11 枚	60	660
(調査研究のため)					
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管					

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 02275

領 収 書				
市		町	丁目	番 号
市議会		市民クラブ		様
会長		小野澤 猛史		
年度	3	会計	一般	金額
款	諸収入	項	雑入	¥700-
目	雑入	節	その他の雑入	
摘要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
	上記金額を領収しました。			
	令和 3年 7月 13日			
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 里村昌則				

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和3年(2021年)7月9日

市議会 市民クラブ
会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工 藤 壽 樹

令和3年7月1日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和3年 7月 13日 13時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	保健福祉部指導監査課 電話21-3922	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 令和3年6月30日受付 補助金により取得した財産について（回答）

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 令和3年6月30日受付 補助金により取得した財産について（回答）中
弁護士の印影

弁護士の印影については、種々の重要な法的手続において使用されるものであることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより、当該弁護士の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえる情報であり、当該事業を営む個人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-19

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和3年7月13日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支 払 金 額	
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則			¥2,180	
摘 要 (品 名)		数 量	単 価	金 額
公文書の写しの作成費用(白黒)		218 枚	10	2,180
(調査研究のため)				
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管				

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 02272

領 収 書				
市		町 丁目		番 号
		市議会 市民クラブ		
		会長 小野澤 猛史		様
年 度	3	会 計	一 般	金 額
款	諸収入	項	雑 入	¥ 2,180-
目	雑 入	節	その他の雑入	
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
	上記金額を領収しました。 令和 3 年 7 月 13 日 函館市現金出納員 総務部文書法制課長 里村昌則			

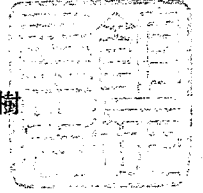
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和3年(2021年)7月6日

市議会 市民クラブ
会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工 藤 壽 樹



令和3年6月21日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和3年 7月 13日 13時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	保健福祉部指導監査課 電話 21-3922	
備 考		

- 注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。
- 2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 株式会社ハーモニーが運営する介護事業に係る施設整備補助関係文書
 - (1) 令和元年5月9日決裁 財産処分の手続きに係る北海道からの依頼について
 - (2) 令和元年6月6日決裁 介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金に係る財産処分申請書の提出について（事業継承に伴う財産処分）
 - (3) 令和元年7月2日決裁 株式会社ハーモニーの財産処分に係る補足事項について
 - (4) 令和元年8月15日決裁 財産処分の承認について（通知）
 - (5) 令和元年10月8日決裁 財産処分完了報告について

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 株式会社ハーモニーが運営する介護事業に係る施設整備補助関係文書
 - (2) 令和元年6月6日決裁 介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金に係る財産処分申請書の提出について（事業継承に伴う財産処分）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 法人の執行役員支店長の印影
 - (5) 令和元年10月8日決裁 財産処分完了報告について中
 - ア 法人の代表者の印影

当該情報のうち、法人の代表者等の登記された印影については、商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

- 1 株式会社ハーモニーが運営する介護事業に係る施設整備補助関係文書
 - (1) 令和元年5月9日決裁 財産処分の手続きに係る北海道からの依頼について中
 - ア 施設申請管理者の氏名
 - (2) 令和元年6月6日決裁 介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金に係る財産処分申請書の提出について（事業継承に伴う財産処分）中
 - ア 計画概要・案内図中の個人名
 - イ 株式会社ハーモニー株主名簿

当該情報のうち、特定個人の氏名、職業、勤務先、職務上の地位および資産内容が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動に関する情報および経済的活動に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

- 1 株式会社ハーモニーが運営する介護事業に係る施設整備補助関係文書
 - (2) 令和元年6月6日決裁 介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金に係る財産処分申請書の提出について（事業継承に伴う財産処分）中

- ア 配置図兼1階平面図および2階平面図
 - イ 函館市地域密着型サービス拠点整備費補助事業に係る財産処分について中の「3 財産処分の概要及び経緯等」のうち、法人等の資産内容および法人等の内部の情報が判明する記載
 - ウ 事業譲渡契約書
 - エ 使用貸借契約書
 - オ 覚書
 - カ 法人の執行役員支店長の印影
 - キ 固定資産台帳兼減価償却計算書
- (5) 令和元年10月8日決裁 財産処分完了報告について中
- ア 事業譲渡契約書
 - イ 使用貸借契約書
 - ウ 覚書

当該情報のうち、施設の各階平面図等については、一般に公衆に提供されることを予定しているものではなく、設計者がどのような構造、間取りにするかなどについて創意と工夫を凝らして設計した著作物であり、技術上のノウハウその他技術上の秘密に関する情報および営業活動上の秘密に関する情報であることから、また、法人の登記されていない印影については、重要な法的手続において使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる情報であることから、また、その他の部分については、当該法人の公開されていない取引先に関する情報および運営方針等に関する情報であり、営業活動上の秘密に関する情報であることから、これらを公開した場合、法人の事業運営上支障を来すおそれがあるため、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。